



さららの水

第14号

平成31年3月発行



もくじ

- 一町配水池の主要な整備が完了しました …… P2-P3
- 平成30年度水質検査結果 …… P4
- 公共下水道に接続するには …… P5
- 上下水道部からのお知らせ …… P6

一町配水池の本格運用を開始します

橿原市上下水道部では、将来にわたって「水道水の安定供給」を目指すため、施設更新費用の抑制を念頭において、さまざまな整備を行っています。その一つとして、一町配水池の整備に平成28年度より着手してまいりました。主要工事が間もなく完了し、本格運用を始めますので皆さまにお知らせいたします。

橿原市の水道水は吉野川を水源として奈良県水道局 御所浄水場で造られています。ここでは橿原市だけでなく、広く奈良盆地に水道水を供給しています。一町配水池では一旦この水道水を受け、市街地との標高の差を利用して、皆さまのご家庭に休むことなく供給しています。一町配水池は平成元年(1989年)に建設されましたが、築造後約30年が経過することから、更新工事を実施する必要がありました。工事の実施に先立ち奈良県水道局と協議を行い、橿原市は配水池の工事を行い、県にポンプ施設を売却し県がポンプ施設の更新工事を行っています。



平成元年頃の一町配水場(左 配水池 右 ポンプ施設)



現況 増設配水池(左) 補修後の配水池(右)

主な工事内容

●県の実施工事

受水池の耐震補強
ポンプ設備の更新
電気・計装設備の更新
自家発電設備の更新

●市の実施工事

既設配水池の補修
配水池の増設
緊急遮断弁の設置
応急給水施設の整備

県と市の管理区分を見直すことで更新コストを大きく抑制しました。



既設配水池の補修工事 (コンクリート製タンク)

PCコンクリート円筒製配水池 10,000m³

コンクリートは防水機能を保つために表面の塗装処理が必要となります。既設の配水池を将来的に使用していくためには防水機能を保つ必要があるため、今回内面・外面の既存塗装をはがし再度塗装を施しています。



着手前



完成

※コンクリートの耐久性は約60年と言われていますが、そのためには表面を健全にしておく必要があります。

配水池の増設工事（ステンレス製タンク）

増設する配水池は既存の容量と同じ10,000m³としました。また、数十年にわたる長期の使用を考慮して耐久性があり、メンテナンスの容易なステンレス素材を用いたものとしました。



着手前



造成



基礎施工



基礎工事完了



完成



屋根部設置



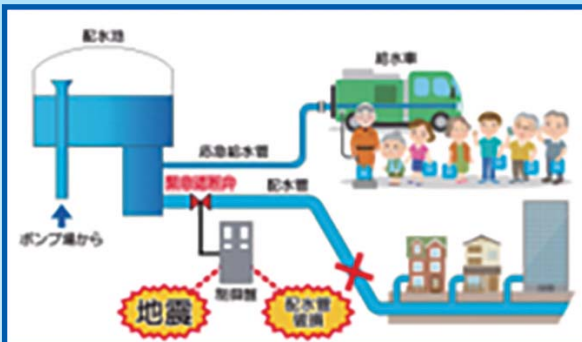
側板設置



底板設置

緊急遮断弁の設置 応急給水施設の整備

増設配水池に緊急遮断弁を設置しました。緊急遮断弁は地震による大きな揺れや、配水管破損に伴う水の流出を感知したとき、配水池のバルブが自動的に閉まる装置です。これにより、配水池に確保された水を応急給水活動に利用できます。また、スムーズに応急給水活動ができるように車両等の待機スペースを整備しました。



緊急遮断弁の動作イメージ



(左上) 緊急遮断弁 (左下) 給水活動 (右) 待機スペース

橿原市上下水道部では、引き続き水道水の安定供給のため、施設・管路の整備を進めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。



平成30年度水質検査結果

上下水道部では、水道水を安全かつ安心して利用できるよう、毎年定める水質検査計画に基づき水質検査を実施しています。檀原市には水道水を送るための施設が3箇所あり、水道管で市内全域へ水道水を供給しています。

水質基準51項目の検査結果は左表のとおりです。全て基準を満たしており、安全性が保証されていますので安心して利用してください。

水の飲み比べ結果の紹介

水道課では出前講座にて水の飲み比べを行っています。今年度、お子様から大人の方まで延べ429人に参加していただき、3種類の水から水道水と選ぶものを選んでもらいました。用意した水は、水道水、国内産ミネラルウォーター（軟水）、外国産ミネラルウォーター（硬水）です。その結果、水道水を正確に答えることができたのは、326人で、全参加者の約76%でした。水道水には、殺菌のために塩素が含まれており、独特の味を感じられる方がいらつしやいますが、冷蔵庫などで冷やすことでよりおいしく飲むことができます。



番号	水質基準項目	基準値	白檀系統 (戒外町)	一町系統 (雲梯町)	小槻系統 (曾我町)
1	一般細菌	100個/ml以下	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム及び化合物	0.05mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	0.26	0.26	0.32
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	0.05	0.05	0.05未満
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.01	0.02	0.01未満
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	0.008	0.006	0.006
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	0.006	0.005	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.012	0.009	0.010
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	0.005	0.004	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	0.004	0.003	0.003
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	0.02	0.01	0.03
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	6.5	6.7	4.7
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	7.1	7.1	6.5
39	硬度(カルシウム、マグネシウム等)	300mg/ℓ以下	38	38	28
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	69	73	66
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-MIB	0.00001mg/ℓ以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物	3mg/ℓ以下	0.4	0.4	0.4
47	pH値	5.8~8.6	7.6	7.6	7.5
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
	残留塩素	0.1mg/ℓ以上	0.6	0.7	0.7
	採水年月日		H30.4.10	H30.4.10	H30.10.9

毎月、檀原市ホームページに採水場所と水質検査結果を公表しています。平成31年度の水質検査計画と併せてご確認ください。

排水設備の申請について

排水設備工事は指定工事店で

皆さまに安心して排水設備の工事を依頼していただけるよう、工事に必要な知識・技能を有する責任技術者をおいた工事店を、橿原市排水設備工事指定工事店として指定しています。

せっかく排水設備の工事をされてもよく詰まったり、悪臭を放つようでは困りますので、橿原市が指定している工事店でないと工事ができないことになっています。

①排水設備工事の申込

皆さまから指定工事店に見積もりを依頼し、その後指定工事店に工事を発注してください。
※指定工事店以外に発注することは出来ません。

②排水設備工事の申請

指定工事店は皆さまに代わり、工事に必要な申請を行います。

③工事開始

『排水設備等計画確認通知書』が交付されると、指定工事店は工事に着工することができます。

④工事完了・検査

指定工事店の工事が完了すると市が検査を行います。検査に合格すると検査済証が交付され、下水道が利用可能となります。

下水道への切り替えには、貸付金制度があります

下水道に切り替えられるよう整備させていただいたご家庭向けに、下水道への接続促進を図るため、貸付金制度（無利子での貸付）を設けています。

なお、指定工事店へ工事を発注するとき、貸付希望とお申し出いただくと、指定工事店が皆さまに代わって手続きを行います。

貸付限度

- ①一戸一件につき **800,000 円**以内（供用開始日より 3 年未満の場合）
- ②一戸一件につき **450,000 円**以内（供用開始日より 3 年以上の場合）

償還方法

- ①貸付金交付の日の翌々月から **40 ヶ月以内**の均等月賦償還
- ②貸付金交付の日の翌々月から **30 ヶ月以内**の均等月賦償還

貸付条件

水洗化を義務づけられている建築物の所有者又は、建築物の所有者の承諾を得た使用者で、かつ住居の用に供する家屋であって次の要件を備えた方。（改造する者が会社その他の法人である場合は除く）

- ・住民税が課税されていること。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること。
- ・貸付を受けた資金の償還については十分な支払い能力を有すること。
- ・連帯保証人 1 人を有すること。（同一世帯は不可）

貸付金は無利子です！



●お問合せ…下水道課

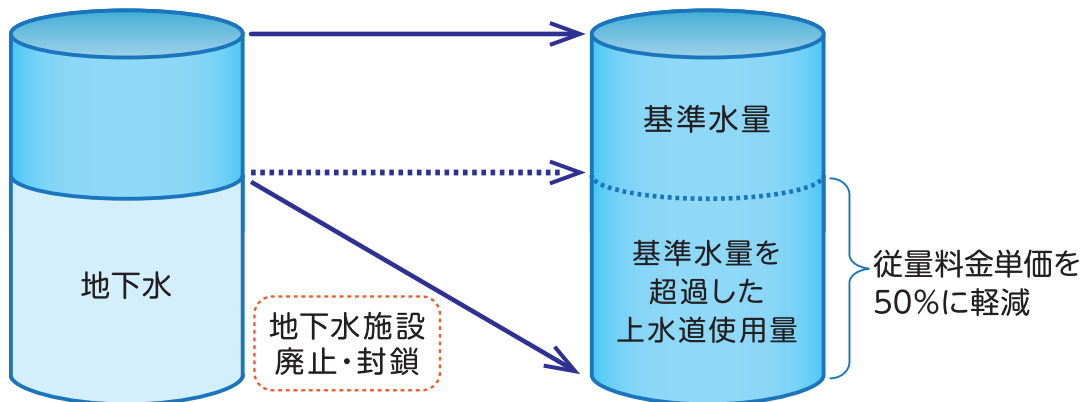
地下水からの転換による 水道料金軽減制度について

橿原市上下水道部では現在、事業者さま向けに地下水からの転換による水道料金軽減制度を設けています。これは1年以上継続して使用している上水道使用者または地下水使用者が、地下水設備を廃止又は封鎖し、上水道利用に切り換えた場合（一部のみ切り換えでも可）は、切り換えにより増加したとみなされる上水道使用量に対する水道料金を軽減するという制度です。適用には別途申請が必要となります。

減免される水道料金

基準水量（過去3年間の上水道給水量の1ヵ月平均・下限50m³）を超過した水道使用量にかかる従量料金単価を、50%（10円未満切上げ）に軽減します

水道料金の減額イメージ図



●お問合せ…経営総務課

出前講座のお知らせ

上下水道部では、上水道・下水道に関して理解を深めていただくため、「出前講座」をご用意しています。ぜひご利用ください!



上水道 出前講座

上水道課では小学生や一般の方を対象に、実験を交えて飲み水へと浄化する仕組みや水道水について講演を行っており、大変ご好評をいただいております。

下水道 出前講座

下水道課では小学4年生を対象に、マンホールの中をのぞいてみたり、下水道に関する講演・クイズなどを行っており、大変ご好評をいただいております。

出前講座のお問合せ

- 橿原市上下水道部
TEL 0744-27-4411
FAX 0744-27-4758
- 市民活動交流広場（かしはらナビプラザ5階）
TEL 0744-47-2380
FAX 0744-47-2381